

公益財団法人宮崎県スポーツ協会について

沿革	昭和21年11月	「宮崎県体育協会」発足
	昭和47年3月	「財団法人宮崎県体育協会」として認可
	平成24年4月	「公益財団法人 宮崎県体育協会」設立
	令和2年4月	「公益財団法人 宮崎県スポーツ協会」に名称変更

本協会は、戦後の混乱の中で、スポーツの力を結集して郷土みやぎきを元気にしようという関係者の熱い思いで、昭和21年に設立され、その後、昭和47年に、財団法人として認可、平成24年には公益財団法人（注1）として設立し、今日に至っており、令和2年4月には、名称を「宮崎県体育協会」から「宮崎県スポーツ協会」に変更したところであります。その間、昭和22年に県民スポーツ振興の礎となる宮崎県民体育大会を開催、昭和39年にスポーツによる青少年の健全育成に貢献する宮崎県スポーツ少年団を設立、昭和54年に本県を全国に発信した「日本のふるさと宮崎国体」の開催等、本県スポーツ推進の歴史を刻んできました。

本協会は、組織、規程（注2）、諸事業を見直す等、公益法人にふさわしい体制整備を進めてきました。今後は、2027年本県開催予定の国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会を見据え、競技団体・関係機関との連携ばかりでなく、障がい者スポーツ団体との連携を深め、幅広く本県スポーツの振興に努め、県民及び本県の活力ある未来に貢献したいと考えています。

（注1）公益財団法人・・・公益法人制度改革3法に基づいて設立する法人。公益目的事業を行うことを主たる目的としていること。公益目的事業を行う運営能力を有すること、法人の関係者や外部の特定の個人、団体に対して特別の利益を与えないこと等、その社会的役割に鑑み厳しい要件がある。厳しい要件、手続はあるが、公益法人及びその法人に寄附する個人、団体には税制上の措置があるとともに、何よりも、法律で認められた公益のための法人という社会的な意義と信用を得られることが大きい。

（注2）定款抜粋、組織の概要は、以下のとおり。

公益財団法人宮崎県スポーツ協会定款（抜粋）

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、県民スポーツの統轄組織として、関係機関団体と連携し、スポーツの健全な普及を図り、県民の体力向上と本県の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）スポーツ振興に関する基本方針を策定すること。
- （2）加盟団体の活動及び組織の発展を支援すること。
- （3）この法人及びスポーツ振興に関する啓発、広報を実施すること。
- （4）地域のスポーツ活動及び地域のスポーツ組織の発展を支援すること。
- （5）競技力向上に関する事業を実施し、競技団体等を支援すること。
- （6）国民スポーツ大会等に本県代表選手、役員等を派遣すること。
- （7）スポーツ少年団はじめ青少年スポーツを育成、支援すること。
- （8）スポーツ振興に関する国際交流事業を実施すること。
- （9）スポーツ指導者育成に関する事業を実施すること。
- （10）県民及び競技者の健康、安全に関するスポーツ医・科学支援事業を実施すること
- （11）総合型地域スポーツクラブの発展を支援すること。
- （12）この法人及び本県スポーツに関する記録、情報を収集、活用すること。
- （13）スポーツ振興に関する表彰・顕彰事業を実施すること。
- （14）この法人の事業推進に資する物品販売等の事業を実施すること。
- （15）その他この法人の目的を達成するために必要な事業。